

別紙1

一般実地演習の類型

(実務修習業務規程細則別表第1 第16条第二十号関係)

分類		第11回実務修習以前			第12回実務修習以降		
種別	類型等	番号	細分化類型	件数	番号	細分化類型	件数
1. 宅 地	更地	1	住宅地	1件	1	住宅地	1件
	借地権・底地	2	商業地	1件	2	商業地	1件
2. 見込地等	宅地見込地・ 農地・林地	3	工業地(※1)	1件	3	工業地	(※2)
		4	大規模画地	1件	4	大規模画地	1件
3. 建物及び その敷地	自用の建物 及びその敷地	5	建付地	1件			
		6	借地権	1件			
	貸家及び その敷地	7	底地	1件	5	底地	1件
		8	宅地見込地(※1)	1件	6	宅地見込地	1件 選択 (※2)
	区分所有建物 及びその敷地	9	低層住宅	1件	7	農地	1件 選択 (※2)
		10	店舗	1件	8	林地	
	借地権付建物	11	業務用ビル	1件	9	低層住宅	1件
		12	居住用賃貸	1件			
	地代	13	店舗用賃貸	1件			
		家賃	14	高度利用賃貸	1件	11	居住用賃貸
新規地代	15		オフィス用賃貸	1件			
	継続地代	16	マンション	1件			
新規家賃		17	事務所・店舗ビル	1件	13	マンション	1件 選択
	継続家賃	18	住宅地	1件	14	事務所・店舗ビル	1件 選択
合計		19	商業地	1件	15	住宅地	1件 選択
	合計	20	地代	1件	16	商業地	1件 選択
合計		21	新規家賃(※1)	1件	17	新規地代	1件 選択 (※3)
	合計	22	継続家賃	1件	18	継続地代	1件 選択 (※3)
合計		合 計		22件	19	新規家賃	1件 選択 (※3)
	合計	合 計		22件	20	継続家賃	1件 選択 (※3)
		合 計		13件			

※1 課題の設定が著しく困難な場合は、ア. 工業地から、住宅地又は商業地への地域の代替を認める、イ. 宅地見込地から、農地又は林地への代替を認める、ウ. 新規家賃から、継続家賃への代替を認める。

※2 6番、7番又は8番からいずれか1件を選択し、演習・提出を行う。
ただし、やむを得ない事由により課題の設定が著しく困難な場合には、「宅地見込地・農地・林地」の代替として、「3番. 工業地」への代替を認める。

※3 地代2類型のうちから、「17番. 新規地代」を選択した場合は「20番. 継続家賃」を選択し、「18番. 継続地代」を選択した場合は、「19番. 新規家賃」を選択しなければならない。